

## (株)三崎組行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 6月20日から令和 9年 3月31日までの4年間

2. 内 容

目標1 技術職の女性従業員を1人以上採用する

〈対策〉 ●令和 5年6月～

女性従業員が活躍できる企業であることをPRする  
(ホームページに掲載)

女子高校生のインターンシップを積極的に受け入れる

令和 5年 6月20日

株式会社 三崎組

